

# 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p>&lt;これまでの発表回数&gt; R3: 613回, R4: 889回, R5:1232回,R6:1722回</p>	<p>気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <u>&lt;過去に例のない広域的な危険な暑さを想定&gt;</u></p> <p>R6から運用開始。発表は一度もなし。</p>
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u> の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が <b>33</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u> において、 <u>全ての</u> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>35</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合  (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 <u>午後5時頃</u> 及び 当日 <u>午前5時頃</u>	<u>前日午後2時頃</u> (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<b>紫</b>	<b>黒</b>

補足) R7の運用期間: 4月第4水曜日(23日)~10月第4水曜日(22日) (運用期間外の情報収集も実施予定)